

ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2015(平成27)年8月14日(金) No.116

<発信者>社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典
043・484・6391(本部)／043・484・6571(理事長室直通)
(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>
(Eメール) mail@rc-aikoh.or.jp

CONTENTS (今月号の内容)

- * 日誌抄録(1ページ)：2015年7月1日(水)～8月14日(金)
- * おもな動き(2ページ)：
 - ・来年のコンサートは新垣勉さん
 - ・2016年度採用職員選考 ほか
(職員状況：2015年7月中)
- * 現場の内外で(3ページ)：
 - ・事故とその対応
 - ・医学生も介護現場で実習
- * 情報&ニュース(4ページ)：
 - ・社会福祉法改正案衆院通過
 - ・沖縄の心を歌に込めて
- * マイタウン(5ページ)：
 - ・今年の「愛光秋まつり」は10月10日(土)
 - ・「総合相談」ならではの取り組み事例
- * 三代目燈台守(6ページ)：
「盲老人ホーム」のこと

▽日誌抄録(2015.7.1～)

月/日(曜)	記事
7/1(水)	辞令交付(本採用、異動)／本採用者面接(本部役員室)
3(金)	理事会(臨時)(本部第1会議室)
10(金)	ボランティア交流会(千田ホール)
13(月)	運営会議(月次報告:視障センター研修室)
16(木)	安保法制、自公与党が強行採決衆院通過
19(日)	関東地方梅雨明け
20(月)	海の日
23(木)	後援会運営委員会(本部)
25(土)	理事会(本部第1会議室)／山王夏祭り
27(月)	運営会議(本部第1会議室)
31(金)	社会福祉法改正案衆院通過
8/6(木)	愛の灯台基金役員会(本部第1会議室)／広島原爆記念日
7(金)	2016年度採用予定職員選考
8(土)	主任クラス職員研修(本部第1会議室)／立秋
9(日)	長崎原爆記念日
10(月)	運営会議(月次報告:視障センター)／管理職員研修(内部統制:第1会議室)
15(土)	戦後70年終戦記念日

残暑お見舞い申し上げます。

梅雨明け後は、連日 35 度前後の真夏日・猛暑日、そして熱帯夜と、例年のこととはいえ、「言うまいと思えど今日の暑さかな」の日々です。5 年後の今頃、この日本の気候を承知でオリンピックをやるって本気でしょうか（2020 年 7 月 24 日～8 月 9 日の予定とか）。

旧盆を迎え、そして 70 周年の終戦記念日。「祈りの長崎」と言われてきたものですが、9 日の長崎市長、被爆者の安保法制を懸念する言葉が、まるで「怒りの広島」のお株をうばうものであったのが印象的でした。

▽おもな動き

来年のコンサートは新垣勉さん—愛の灯台基金事業計画を承認—

法人後援会・愛の灯台基金は毎年 7 月から翌年の 6 月までを事業年度としています。各団体の「総会」にあたる役員会が 8 月 6 日に開かれました。岡田正平会長、長谷川・伊藤両副会長ほか 8 名の役員が出席、前年度の事業報告や決算、これから 1 年間の事業計画などが承認されました。

事業計画の中で来年（2016 年）4 月 17 日、佐倉市民音楽ホールを会場に第 7 回「あいとひかりのコンサート 2016」を開催する企画も承認されました。今回お招きするのは、テノール歌手の新垣勉（あらがきつとむ）さん。沖縄出身の新垣さんのプロフィールは「情報 & ニュース」の欄でご紹介します。

理事会（定例）を開催

7 月 25 日（土）、定例理事会を開催し、業務報告等を行いました。

2016 年度採用職員選考

人員基準を満たしていないと指定取消しとなる、人材確保についてはいまやわが業界にあってまさに“死活問題”です。かつて措置制度の時代には、年度末になって、退職予定者がはっきりしないと職員募集ができないという慣行がありました。限られた予算（委託費収入）でのやりくりだから、余分な職員配置はできない、という理由でした。2000 年の制度改革以降は、経営努力次第で収支は良くも悪くもなる、というのが常識となりました。経営判断に基づく人材確保がいまや当たり前です。採用時期も従来通りではダメだと、企業の“青田買い”ほどではありませんが、次年度初めの新卒採用者の選考は年々早まっています。

愛光でもここ数年採用計画の策定を早め、8 月上旬に第 1 回の選考（主として 4 年制大学卒予定者対象）を行っています。今日、とにかく「人数の確保第一」という切実な問題に直面しています。福祉・介護系学校・学部の入学者確保も同様の状況で、いわゆる「人材の質の担保」も危機的状況にあります。人材ビジョンの堅持がサービスの質の向上につながるという確信を捨てたら終わりだと、いまはひたすら忍耐のときです。今回の募集に応募してきたのは 8 名（当日 1 名欠席）。一般教養試験、小論文、面接を人事担当理事及び常務理事 6 名で行い、そのうち 5 名に採用内定の決定通知をいたしました。かりに 5 名から承諾を得ても来春当初必要な人員確保は厳しい見込みで、9 月以降、第 2 次、第 3 次選考を実施することにしていきます。

■職員状況 (2015 年 7 月中)

* 採用：11（パート・アルバイト 11）
* 退職：3（正職解雇 1・パート 2） * 昇格：5 * 異動：5
* 2015 年 7 月 31 日現在：職員現員 371 人
（正職 159・サポート又は常勤嘱託 41・パート又は非常勤嘱託 171）
* 育児休業：2（リホープ 1・よもぎの園 1） * 派遣：3

▽現場の内外で

事故とその対応

高齢者ケアに関する事故報告があり、再発防止について第三者委員の助言をいただきました。

最近発生した事例は、①転倒事故2件、②個人情報漏えい事故1件、③送迎車の車椅子ロックの掛け忘れによる転倒事故1件です。重大な事故の頻発と受けとめ、リスクマネジメントに詳しい第三者委員に報告し、特に②と③の事例の再発防止について対応策を相談しました。第三者委員からの助言は次のとおりです。

「事故対応策・リスクマネジメントにおいて『人はミスを起こすもの』ということが大前提にすることが重要である。ヒューマンエラーなどを想定すると、今回挙げた対策だけでは足りない。例えば②の場合、記録の記載など表現がルール化されていなければならない。つまり、文章や表現は記録者の感覚に起因するものだから、チェックリストを作成し、記載内容に混乱が起きないように統一する必要がある。③の場合、車椅子止め装置のロックがかかっていなかったら車が発進しない、または警報装置が鳴るなど、メーカーにその装置を付けさせる（作製を依頼する）、また『ロックを掛けた』ことを誰がチェックするのか、そこを明確にしなければならない」

この指摘から、事故対応担当者は次の点を今後の対応策としています。

「ヒヤリハットや事故が発生した場合、前例を参考にしながら原因を分析し対応策などを練っていたが、想定外のリスクや見えないリスクになかなか対応できない。ヒヤリハットを活用することで事前にリスクを可視化し、発生前に対処、発生した場合も最小限に抑える方法を考えなければならない。リスクマネジメントを実施する上で、個々の注意や工夫はもちろん必要であるが、それだけでは足りない。特に人がミスしても大きな事故につながらないようなシステムづくりが、今後の大きな課題である」

法人では利用者の安心・安全を経営ビジョンの1項目として重視しておりますが、件数の減少につながるよう、事故の点検と再発防止策の検討に努めてまいります。

医学生も介護現場で実習

教員志望の学生に「介護体験」が義務付けられてから久しいものがあります。医学部の学生が7月21～24の4日間、各日8名ずつの計32名が障害者施設、高齢者施設で実習を行いました。医学生をこういう形で受けるのは初めてです。

「地域の保健・医療・福祉・介護等の体験学習」が医学部のカリキュラムに盛り込まれることになった結果のようです。将来は医師として医療の最前線で活躍する人材ですが、地域包括ケアが医療と介護の連携を軸に展開されることになっているところから、こうした現場の実情を理解していただくのは結構なことです。

▽情報&ニュース

社会福祉法人制度改革法案衆院通過・今国会成立は必至

このニュースレターでもたびたび取り上げておりますが、社会福祉法人の組織や経営のあり方を改革することを目的とする社会福祉法改正案が、7月31日に衆院本会議で自公与党と民主党などの賛成多数で議決されて参議院に送られました。これで今国会での成立は確実視されています。

マスコミ報道は相変わらず「内部留保」問題への対応を第一として社会福祉法人バッシングの論調です。現場からの反論の声も小さく、またかき消されがちです。少数意見ながら、「これではまるで憲法25条の解釈改憲だ」という声もあります。また実態は関係者にとって「よくわからない」というのが大勢。何やら安保法制と似ているようです。

沖縄の思いを歌に込めて…

来年4月開催の「あいとひかりのコンサート2016」の出演予定者、テノール歌手の新垣勉さんのプロフィールです。

新垣勉（あらがきつとむ）

1952年（昭27）アメリカ人を父に、日本人を母に沖縄に生まれる。生後間もなく不慮の事故により失明。その後両親の離別、父の帰国などあり祖母のもとで成長。14歳、祖母亡き後は天涯孤独となる。ある牧師との出会いによって人生を生きなおす勇気と希望を得て立ち直り、東京クリスチャンカレッジ進学。その後西南学院大学卒業、同大学院修了。その後音楽への夢を貫き、34歳で武蔵野音楽大学声楽科に入学。同大大学院修了。

2015年5月6日付け東京新聞『こちら特報部』欄で「<不屈の詩 沖縄編>盲目のテノール歌手 新垣勉さん」という記事を掲載しています。その一部をご紹介します。「4月19日、新垣はコンサートのため、那覇市民会館を訪れた。『ここは私の原点です』。初めてコンサートを開いたのが、この会場だった。

まだ無名だった新垣に、地元の教会関係者らが支援の手を差し伸べ、コンサートが実現した。彼らが募金活動をしてくれたことで、新垣は34歳で音楽大に進学することができた。

この日、会場は1,100人の聴衆で満席だった。新垣はピアニストの先導で舞台に立った。自らの半生を振り返り、『おばあは歌が好きで、台所仕事の傍ら、ラジオに合わせてよく歌っていました。おばあが私の最初の先生です』と言い、祖母が好きだった『ていんさぬ花』を歌った。

聴衆は新垣を見つめ、歌に聞き入った。太平洋戦争末期の沖縄戦の悲劇を歌った『さとうきび畑』や『緑陰（こかげ）』が披露される。会場のあちこちに、涙をぬぐう観客の姿があった」

▽マイタウン

今年の「愛光秋まつり」は10月10日（土）

恒例の地域交流イベント「愛光秋まつり」の開催要項が決まりました。

開催期日は2015年10月10日（土曜日）、会場は例年どおり社会福祉法人愛光本部事業所（通称「ラポールコミュニティ愛光」）です。

愛光の事業紹介を兼ねた展示、地域関係者が出店する各種模擬店、お笑い芸人を招いてのアトラクション、お楽しみ抽選会など、詳細は近日中に実行委員会より発表されることになっております。

「総合相談」ならではの取り組み事例

福祉の支援が必要な人に、適切なサービスがつながるためには、ただサービス提供の申込みを待っているだけではいけないのは当然です。不幸な事件が起こったとき、周囲の人はどうしていた、児童相談所や福祉事務所は、民生委員は、と問題にされることがよくあります。福祉はそういう不幸な事態を招かないための社会の仕組みのひとつであり、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所は、常に地域社会への関心と情報のネットワーク構築を心掛けなくてはなりません。

大崎台にある総合相談センター（佐倉市南部地域包括支援センター＋アシスト）で支援活動を始め、当事者やご家族の理解を得て継続的支援体制へと向かうことができた事例です。

これまで南部包括と障害福祉課が見守りを続けていたケースが、根郷通所センター（障害者生活介護事業所）を利用することになりました。

この男性（68歳）は、以前から地域のあちこちで見かけることの多い方でした。時にはJR駅の構内で、またはちす苑や愛光の施設内に立ち寄ることもありました。地域社会の中でも目立つ存在ではありましたが、相談事例としてはあがってくることはありませんでした。ただ地域の中での人間関係や商店でのトラブルなどの問題があり、苦情の声が役所に届くこともありました。地域の関係者も支援に立ち上がり、専門的支援の勧めに家族も応じてくれることになりました。障害があるとは言っても、既に高齢期にある方なので、今更そのような所を利用するのは…、というためらいもあったようですが、勇気を出して通所を始めたところ、継続利用の見通しが出てきました。

これまでの彼の長い人生の中で、支援を必要とする彼にしっかり関わる福祉機関がなかった事例です。

「今後は介護保険の申請も検討し、サービスを利用しながら地域生活が継続できるように関わって行きたい」

と総合相談センター所長は考えています。

「盲老人ホーム」のこと

当法人の事業展開が、「地域社会」と「総合的福祉サービス」にシフトチェンジしたのは、いまから21年前、1994年の事業所移転が契機であった。その方向を決定づけたのは、施設移転をめぐる地域紛争の体験と、数年後に打ち出された福祉改革の予兆という2つの巡りあわせだった。

愛光もその成り立ちからすると、すっかり「本業」が何だったか、周囲からはわからなくなりつつある。古くからある社会福祉法人の多くは、ある対象に特化した本業があって今日に至っている。愛光の場合は視覚障害者福祉がそうだった。60年後のいまや、他の障害分野や高齢者介護、児童福祉にも進出していて、「地域への総合的福祉サービスの提供」を表看板にしている。

そんな昨今ではあるが、先日、千葉県ホームページに、愛光の“DNA”を刺激する情報が載った。血の騒ぎを感じたのは、「千葉県救護盲老人施設猿田荘の事業譲渡にかかる運営法人の公募」という見出しだった。

あまり知られていないと思うが、「盲養護老人ホーム」と呼ばれる施設がある。高齢視覚障害者の専用老人ホームである。わが国の盲老人ホームの最初は1961年、奈良県の「慈母園」（社会福祉法人壺阪寺衆徳会）とされる。全国盲老人福祉施設連絡協議会（全盲老連）には47施設が加盟している。ほぼ各都道府県にあり、千葉県にあるのが「（県立）猿田荘」（銚子市）である。

ところで、一般の養護老人ホーム、特別養護老人ホームではなぜいけないのか、という疑問があると思う。この問いについて全盲老連「盲老人援助マニュアルQ&A」によると、「盲老人が晴眼老人と24時間共に生活していると、監視されているようで、精神的な安定が得られない」のに対して、「盲老人ホームでは専門的サービスが行われている」ことで「盲老人が気遣いや不安がなく、安心して

生活ができ、しかも、専門的な設備で専門的なサービスを受けることができる」からだとして紹介されている。

当事者の生活実感から発した言葉は重い。圧倒的多数の晴眼者の中で暮らし、理解や支援を受けながら社会生活を営んできたとはいえ、常に気兼ねやストレスがついてまわる。

そんな声に共感するのだが、千葉県における盲老人ホームが当事者にとって「安らぎの場」となりえていない現実がある。はっきり言うと、きわめて評判がよろしくない。立地（県東端部にありその場所は市街地から離れている）、居住環境（築43年の従来型・多床室中心施設）ともに、望ましい高齢期の住まいとしては、東京都や埼玉県にある同類型施設と比べて、かなり見劣りがする。

猿田荘譲渡条件を詳細に検討してみた。だが、破格の譲渡価格（土地・建物含めて500万円）を提示されても、「ぜひ当法人で運営したい」と申し出る勇気は出なかった。猿田荘はここ数年、毎年5000万円程度の赤字運営（県費補填）が常態化している。また県内当事者からの立地や施設整備に関する改善要望がある点に関しては、何らの対応策も示されていない。われわれは“問題丸投げ”の状態では受けられない。猿田荘経営を継承する法人が現れたとしても、ただ現状維持されただけで、見るべきものは何もない。

県は県立施設の民間移譲を進めている。行財政改革とか、いわゆる「民活」の意義もあるのだろう。今回の猿田荘移譲先公募もその一環のようだ。

「県下の視覚障害者から盲養護老人ホームの整備について、どのような要望があるか」との問いに、ホームページで回答があった。

「特に御要望はいただいておりません」

いったい何のための民間移譲かと、設置者である県の責任を問いたい。

（法澤 奉典・のりざわ とものり）